

令和4年度

第2回

東京都大規模小売店舗立地審議会

日 時：令和4年6月30日（木）午前10時00分～午前10時47分

場 所：オンライン開催

## 議 事

### (1) 「(仮称)板橋区南町計画」の新設について

○松波会長 まず、板橋区の、「(仮称)板橋区南町計画」における、簾保全株式会社による新設の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○金子課長代理 では、審議案件の概要「(仮称)板橋区南町計画」の新設について、ご説明申し上げます。

資料1の1ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は、令和4年1月7日、設置者は簾保全株式会社、店舗の名称は「(仮称)板橋区南町計画」、所在地は板橋区南町21番1ほか、小売事業者名は株式会社マルエツほか1名での届出となっております。

新設する日は令和4年9月8日、店舗面積は4,986平方メートルです。今回の計画は、約1万3,000平方メートルの敷地内に、A棟、B棟の2棟の店舗が設置される計画です。

計画地全体については、23ページ、図3をご覧ください。図面は、左側が北になっておりまして、敷地西側のA棟に「マルエツ」、敷地南東側のB棟に「無印良品」が入る計画となっております。

駐車場については、敷地内南側に第1駐車場として49台、図面上左隣にあるA棟の地下1階に第2駐車場として35台、敷地内西側の第3駐車場に41台、北側の第4駐車場に46台、B棟店舗1階に35台、合計206台を自走式の駐車場で整備します。指針の計算式による必要駐車台数は206台であり、これと同数の設置となります。このほか、従業員用に20台整備し、地図全体では226台の設置となります。

駐車場の出入口は、敷地内南側に入口が1か所、敷地内東側に入口及び出口が1か所ずつ、合計で3か所の設置となります。

自動二輪車用駐車場は、A棟北東側に11台、B棟建物内に5台分整備します。

駐輪場は、敷地内南側に99台、A棟店舗東側に64台、B棟店舗西側に12台、敷地内南側に14台、B棟店舗屋上に351台、合計540台分整備します。板橋区自転車等の駐車場の整備及び放置に関する条例による必要台数は497台であり、これを上回る届

出となります。

荷さばき施設は、A棟店舗北側に60.75平方メートル分、B棟店舗南東側に110平方メートル分、合計171平方メートル分を整備します。利用時間帯は、両方とも午前6時から午後11時までです。

廃棄物等の保管施設については、A棟店舗北側に7.844立方メートル分、B棟店舗東側に18.696立方メートル分、合計26.54立方メートル分を整備します。指針に基づく排出予測量23.23立方メートルに対し、充足する計画です。

開店時刻及び閉店時刻は、A棟の株式会社マルエツが24時間営業、B棟の株式会社良品計画は午前7時から午後9時まで、駐車場の利用時間帯は、24時間となっております。

次に、「2 周辺の生活環境等」です。計画地は、東京メトロ副都心線「要町駅」の北東約700メートルに位置しており、用途地域は第一種住居地域74%、商業地域26%です。店舗周辺の状況ですが、東側は区道を挟んでマンション及び住宅が立地、西側は区道を挟んで住宅が立地、南側は区道を挟んでマンション、住居、店舗、オフィス等が立地、北側は一部が公園に面し、そのほかは区道を挟んで主に住宅が立地といった環境となっております。

参考情報ですが、当該敷地は、従前は籐スポーツプラザというスポーツ施設とマルエツの店舗があった場所と聞いております。

「3 説明会」についてですが、令和4年2月28日月曜日、午後7時から午後8時30分まで、熊野地域センターレクリエーションホール第1・第2で行われ、37名の出席があったと報告を受けております。

説明会では、「大型店では左折入出庫が基本なのではないか、店舗東側の出口は右左折の出庫としたほうがよいのではないか」、「誘導員が2名となっているが、駐車場が満車になった場合など東側入り口の対処はどうなるのか」等の質問が寄せられたとのことでした。

対する設置者からの回答は、「本来、左折入出庫が基本ではあるが、今回の計画地の場合、東側出口から左折で出庫すると、北方向への住宅地への侵入を増加させる可能性があるため、右折での出庫を計画としていること」、「混雑が予想されるオープン時には、別途オープン対策を実施し、交通整理員の配置等を警察等と協議すること。通常営業時には、今回の計画では路上で駐車待ち車両が発生しないよう駐車台数を確保しており、

車路等も活用して場内に誘導すること」などを説明し、理解を求めたとのことでした。

「4 法8条」に基づく意見ですが、板橋区の意見を令和4年5月2日に受理しておりますが、意見はございません。法8条第2項に基づく、公告による住民等意見については、ございません。

次に、資料3に移ります。

一ノ瀬委員よりご質問を頂戴しております。ご質問の1点目、「届出書16ページに「計画施設のA棟の小売業者は現在閉鎖しておりますが、同敷地内でこれまでも24時間営業を行っており」という記載がありますが、以前も同敷地でマルエツが24時間営業をしていて、今回の計画はそれを建て替えるということでしょうか。また、これまで24時間営業をすることで、騒音などの問題は発生していなかったでしょうか。」

対する設置者からの回答は、「A棟の小売業者である株式会社マルエツは、本計画の敷地内、建て替え後のB棟の場所で、令和2年3月まで24時間営業を行ってまいりました。また、本計画における第1駐車場の場所には、24時間利用可能な時間貸し駐車場がございました。24時間営業を行っていたことに対し、近隣住民からの騒音に関する苦情等は特にごございませんでした。」

続いて、ご質問の2点目、「図面の46ページで、廃棄物保管施設No.2が未定となっておりますが、これは保管施設の場所が未定ということでしょうか。それとも、保管施設内のかご車などの設置台数が未定ということでしょうか。」

対する設置者からの回答は、「未定と記載している箇所は小売業者名を記載する予定でございましたが、更新が漏れてまいりました。廃棄物保管施設No.2を利用する小売業者は、株式会社良品計画となります。」

以上で、事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 いえ、ありません。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 1点、確認と、それからもう1点、意見というか少し質問があります。

1点目は、説明会のほうでも指摘があったようですけれども、東側の車の出口が、ここからみんな出るようですけれども、右折出庫は徹底できるのかというところは、私はちょ

っと見て懸念を覚えるところです。

誘導員がほぼ張りついて、右折を誘導しないと、左折で出て行って奥の住宅地に車が行くんじゃないかなと思いますので、そういう計画であれば、それが徹底されるように意見を言っていただければというふうに思います。これは1点目です。

それから、2点目が、北側に児童遊園があります。結構、公園で子供が遊びそうなんですけれども、そことの敷地境界は、何らか景観的な配慮等をされているのでしょうか。例えば塀とかその辺り、今、分かっていることがあればお教えてください。

以上です。

○金子課長代理　こちら高低差が、もともとかなりありまして、公園のほうが大分高い敷地になっております。ですので、公園からは駐車場を見下ろすような形になってございます。

○須藤課長　遊んでいる子供さんが落ちないように、しっかりフェンスがされている、そんな状況でございました。

○中西委員　じゃあ、フェンスでそれは、いわゆる壁のようなものではなくて、向こうは見通せるけれども、そんなに景観上問題になるような感じでもないという理解でよろしいでしょうか。

○須藤課長　そうですね。はい。

○中西委員　分かりました。承知しました。

○須藤課長　それから、1点目の右折出庫ができる対応ということなんですが、こちらは、書かれているとおり、交通整理員を常時配置して、そこを徹底するというところに尽きるかと思っておりますので、その点、対策を設置者のほうにしっかりやっていただくように、伝えたいと思っております。

○中西委員　はい。よろしくをお願いします。

○松波会長　では、吉田委員、ございますか。

○吉田委員　開店及び閉店時刻というので24時間営業と書いてありますが、無印良品は違うんですね。

○金子課長代理　そうです。はい。

○吉田委員　何時に始まって、何時に閉まるのですか。

○金子課長代理　3ページにあるように、B棟のほうは午前7時から午後9時までです。

○吉田委員 はい、分かりました。ちょっと気になったのは、マルエツのほうは24時間営業ですよね。それで、この駐車場に入る入口が二つあって、出口が一つあるんですけども、先ほど、右折の徹底ということも、今ご意見があったんですけども、24時間営業で、右折をする出口のところの徹底とか、入ってくるときに、無印良品の入っているB棟は早く終わってしまうわけですよね、閉店してしまう。

であるから、A棟のほうに24時間、人が入ってくる可能性があるんですが、そうすると、入口1のところには24時間、人が張りついていて、入口2のほうは閉鎖するとか、何かそういう営業時間の違いによって、駐車場の出入りに関して、何か時間的対策が講じられるのでしょうか。ちょっと、ご説明いただければありがたいのですが。

○金子課長代理 こちら出入口に交通整理員がつくのですが、午前9時から午後7時の配置になっておりまして、その他状況に合わせて配置ということになっております。ですので、24時間は張りつかない形にはなっております。

あと、入口については、全ての駐車場で入口・出口を共用している関係上、閉めるということはしない予定になっております。

○吉田委員 ということは、自由に出入りができるという状況ですよね。

○金子課長代理 そうですね。ただ、止める場所については、深夜帯はA棟しか営業していないので、A棟の地下ですとか、第1駐車場に誘導するという計画案にはなっているんですけども、出るにしても場内をぐるっと回っていかないと出られない形状になっているため、閉めることはされないという予定になっています。

○吉田委員 何かその辺はちょっと、自由度が高過ぎて、周りは第一種の住宅地もありますし、公園もあるという状況の中で、例えばB棟のほうは、無印の閉店後は閉じるとかですね。ちょっと徹底があってもいいかなというふうに思いますし、先ほど中西委員からのご指摘があったように、出口の右折徹底に関しても、24時間、特に夜中、本当に右折して出ていくのかどうか確認できませんよね。どうしたらいいんですか。

○金子課長代理 そうですね。それも看板とかで周知するなどが限界なのかなとは思っています。

○須藤課長 そうですね。交通整理員の配置は、今のところは、9時から17時の配置という形になっておりますが、住民説明会の際にも、設置者のほうから話があって、当時はコロナの状況もあったということで、マルエツさんが24時間営業という届出にはなっ

ているけれど、今のところまだ、24時間については、一旦保留して、9時開店も検討しているという状況であったというところで、配置の計画がこのようになっております。

で、ここら辺ですね、実情を踏まえて、交通整理員の対応とかは考えていただくように、伝えたいかなとは思っております。

○吉田委員　そうですか。じゃあ、その点は、必ず伝えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○須藤課長　そうですね。夜間の交通量があまりに自由度が高くなるようなときの対応について、徹底していただくようなところを伝えたいと思います。

○吉田委員　はい。すみません、あと一つ、駐車場は料金を取るんですか。

○金子課長代理　取ります。

○吉田委員　取りますか。じゃあ、何か、機械か何かに駐車券を入れないと出れないみたいな形になっているということですか。

○金子課長代理　こちらはカメラ式での精算を予定しておりますので、バーはない状況です。

○吉田委員　そうですか。ですが、買物をしない人が勝手に駐車することはあり得ない。

○金子課長代理　そうですね。はい。無料ではないので。

○吉田委員　はい。じゃあ、それだけは若干規制が入ると思いますが、ぜひ、注意をお伝えいただきたいと思います。

○金子課長代理　はい。分かりました。

○吉田委員　よろしくをお願いします。

○須藤課長　伝えます。

○吉田委員　はい。結構です。終わりにします。

○金子課長代理　宇於崎先生、申し訳ないんですけども、松波会長が会議から抜けてしまわれたようなので、この後の進行をお願いしてもよろしいでしょうか。

○宇於崎委員　はい。じゃあ、ちょっとだけお手伝いします。

続きまして、じゃあ鈴木委員、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員　既に同じような意見が出されてしまっているのですが、繰り返しの点が多いかと思いますが、説明会に、やはり37名もの方が来られたというのは、恐らく周辺の住民の方が、交通のこととか、騒音のこととか、いろいろとご心配なことが多かったもので、これ

だけの人数の方が来られたのかなというふうに想像いたしまして、既に出された意見の繰り返しになりますが、実際に駐車場の台数も非常に多いです、実際、開店された後の実情に応じた住民の声への対応とか、その辺のところをお願いしたいということだけ、出させていただきますと思います。

以上でございます。

○金子課長代理 はい。分かりました。ありがとうございます。

○宇於崎委員 それでは、続きまして、森本委員、よろしくをお願いします。

○森本委員 はい。私も先ほど議論をした、ちょっと右折出庫が、やはり気になるという点でございますが、先ほどの事務局からの回答で理解いたしました。

以上でございます。

○宇於崎委員 ありがとうございます。

続きまして、木村委員、お願いいたします。

○木村委員 はい。届出書の23ページの事業名、左側にあります、第3駐車場というのは屋外でいいんですよね。

○金子課長代理 はい、屋外です。

○木村委員 ですよ。で、第3駐車場というのは機械式とのことですけども、この駐車場、従業員用にもなっています。で、機械式駐車場というのは、稼働時には必ず音が発生すると思いますけども、この届出書の予測式には参入されていません。で、第3駐車場は、夜間の利用制限がかかっていますけども、24時間営業とのことです。で、当然、その夜間でも従業員の方の出入りはあると思います。

で、ここをですね、わざわざ機械音が発生する駐車場を従業員用に割り当てたというのは、その理由がよく分かりませんし、この機械式駐車場は、どの程度の騒音が発生するかというのは分かりませんが、近隣の住宅から苦情が発生した場合は、何らかの方策を迅速に実施していただきたいと思います。

で、事前にその第3駐車場の運用について質問したところ、設置者側から、「駐車場から、夜間の第1・第2駐車場のお客様の利用状況を見ながら、従業員用にも夜間は第1・第2駐車場を利用するよう誘導します」という回答がありましたけども、稼働時に発生する機械音の状況を見ながら、もしもの場合は、機械の稼働回数を減らすような格好で、従業員駐車場を全面的に他の駐車場に移動するなどの方策も、ありなのではないかというふ



うに思います。

以上です。

○金子課長代理 はい。かしこまりました。状況に応じて、従業員用につきましても、なるべく騒音を発生させないように対策を取っていただくよう、設置者には伝えたいと思います。ありがとうございました。

○木村委員 よろしくお願ひします。

○宇於崎委員 続きまして、一ノ瀬委員、お願ひいたします。

○一ノ瀬委員 特にありません。

○宇於崎委員 はい。ありがとうございます。

野田委員、お願ひいたします。

○野田委員 野田でございます。

大店立地法の範囲の外になるのかもしれないんですけども、ちょっと気になりましたので、お話をさせていただきたいんですが、駐車場がまず五つに分かれていまして、で、入るときにぐるっと回るか、出るときにぐるっと回るかという状況になっているので、駐車場内での車の移動距離が、それなりに長いというふうに思います。

一方で、中で歩行者が行き来したりですとか、あと、駐輪場に入る動線は、恐らくこれは車の動線とは重ならないように見えるんですけども、自転車も通るということがあるかと思ひます。

で、交通整備員は、二人配置するということですが、恐らくこの入出庫の箇所に一人ずつ配置になるんだと思ひますので、中については、自分たちで気をつけて、その利用者が気をつけて利用するということだと思ひますが、そういう状況ですので、駐車場内での交通安全が、若干心配だなというふうに印象を持ちました。その辺りも可能な範囲でご配慮いただければというふうに思ひます。

以上です。

○須藤課長 はい。分かりました。敷地内での安全な動線の確保というところも懸念があるというところは伝えたいと思ひます。

○松波会長 それでは、審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思ひますが、いかがでしょうか。よろしければ挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

(全員挙手)

○須藤課長 はい。全員挙手いただきました。

○松波会長 それでは、「(仮称)板橋区南町計画」における簞保全株式会社による新設の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、板橋区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、「意見なし」とすると決定いたします。

## (2) 「丸井池袋店新館」の変更について

○松波会長 続きまして、豊島区の「丸井池袋店新館」における株式会社丸井ほか3名による変更の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○金子課長代理 では、審議案件の概要「丸井池袋店新館」の変更について、ご説明申し上げます。

資料1の2ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和3年12月15日、設置者は株式会社丸井ほか3名、店舗の名称は丸井池袋店新館、所在地は豊島区西池袋三丁目29番1号ほか、小売業者名は株式会社ヴィクトリアでの届出となっております。

今回の届出の主な変更内容は、駐車場の位置についてです。

届出書の25ページ、図の2-1をご覧ください。

変更前の駐車場は、店舗の東側は丸井池袋店の駐車場が届出されています。変更後は、26ページの図の2-2、池袋西口都市計画公共地下駐車場を届出駐車場といたします。

駐車場の場所が変更されるため、出入口の数及び位置、駐車場利用時間帯についても、併せて届出されています。

変更する理由は、丸井池袋店の閉店に伴いマルイ専用駐車場が廃止されるため、変更する日は、令和4年7月16日です。

続きまして、「2 周辺の生活環境等」です。当該店舗は、東京メトロ副都心線「池袋駅」の西90メートルに位置しており、用途地域は商業地域です。店舗東側は、区道を挟んで商業施設が立地、西側は商業・業務施設が隣接、南側は区道を挟んで商業・業務施設が立地、北側は商業・業務施設が隣接といった環境となっております。

「3 説明会」についてですが、令和4年2月9日水曜日、午後6時30分からイケビズとしま産業振興プラザ5階、第一会議室で行われましたが、出席者はいなかったと報告を受けております。

「4 法8条」に基づく意見ですが、豊島区の意見を令和4年3月14日に受理していますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

次に、資料3に移ります。一ノ瀬委員より事前質問を頂戴しております。「丸井池袋店新館の届出書2ページで、駐車場を利用できる時間帯について、変更前と変更後が記載されていますが、内容はどちらも同じように見えます。これは誤植ではなく、利用可能時間には変更なしという理解でいいのでしょうか。」

対する事務局からの回答ですが、「届出駐車場に変更があったため、改めて記載していただいておりますが、利用可能時間帯に変更はございません。」

以上で、事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松波会長 はい。それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 いえ、ありません。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 いえ、特にございません。

○松波会長 吉田委員、ございますか。

○吉田委員 特にございません。

○松波会長 鈴木委員、ございますか。

○鈴木委員 ございません。

○松波会長 森本委員、ございますか。

○森本委員 特にございません。

○松波会長 野村委員、ございますか。

○野村委員 ございません。

○松波会長 一ノ瀬委員、ございますか。

○一ノ瀬委員 ありません。

○松波会長 野田委員、ございますか。

○野田委員 ございません。

○松波会長 それでは、審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ、挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

(全員挙手)

○須藤課長 はい。大丈夫です。

○松波会長 それでは、「丸井池袋店新館」における株式会社丸井ほか3名による変更の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、豊島区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

### (3) 「モリパークアウトドアヴィレッジ」の変更について

○松波会長 続きまして、昭島市の「モリパークアウトドアヴィレッジ」における、三井住友信託銀行株式会社による変更の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○金子課長代理 では、審議案件の概要「モリパークアウトドアヴィレッジ」の変更について、ご説明申し上げます。

資料1の3ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和3年12月17日、設置者は三井住友信託銀行株式会社、店舗の名称はモリパークアウトドアヴィレッジ、所在地は昭島市田中町610番地4ほか、小売業者名は株式会社ゴールドウインほか9名での届出となっております。

今回の届出の主な変更内容は、駐車場の位置についてです。

届出書の26ページ、図5をご覧ください。変更前の駐車場は、店舗北側の敷地内駐車場に、駐車場No.1として118台、東側の市道を挟んだ隔地駐車場に、駐車場No.2として137台、合計255台分ございます。

変更後は、27ページの図6をご覧ください。駐車場No.1に変更はありませんが、駐車場No.2は108台に減少し、減少した29台分は店舗の南東側にある駐車場No.3を届出駐車場として整備します。合計台数の255台に変更はございません。

また、駐車場の場所が変更されるため、出入口の数及び位置、駐車場利用時間帯についても、併せて届出されています。

新たに届出駐車場となる駐車場No.3の出入口については、図6をご覧ください。入り口No.2及び出口No.3の2か所となります。

駐車場利用時間帯については、ほかの駐車場と同様、午前8時30分から午後10時30分となります。

変更する理由は、隔地駐車場No.2の縮小に伴い、届出台数の不足分を別の隔地駐車場で確保するため、変更する日は令和4年8月18日です。

続きまして、「2 周辺の生活環境等」です。当該店舗は、JR青梅線「昭島駅」の北約250メートルに位置し、用途地域は近隣商業地域です。店舗の東側は、市道を挟んで隔地駐車場が立地、西側は歩行者専用通路を挟んでラグビーグラウンドが立地しているほか、研究開発関連施設の建設中、南側は歩行者専用通路を挟んで商業施設が立地、北側は市道を挟んでログハウス展示場や住宅展示場が立地しているほか、研究開発関連施設の建設中といった環境となっております。

「3 説明会」についてですが、令和4年1月31日月曜日、午後6時30分から午後6時45分まで、昭島市公民館3階、学習会議室で行われ、出席者は3名でしたが、質問や意見はなかったと報告を受けております。

「4 法8条に基づく意見」ですが、昭島市の意見を令和4年2月10日に受理していますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

最後に、本件は、委員の皆様からの事前質問はございませんでした。

以上で、事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 はい、まあこんなことないと思いますが、これ、既に整備されている駐車場みたいなので、ほかの場所の指定台数にかぶったりはしないんですよね、当然。

○金子課長代理 そうですね。No.2駐車場とNo.3駐車場は、ほかの店舗の立地法の届出駐車場にはなっていないということを確認しております。

○宇於崎委員 はい。分かりました。ありがとうございます。

新しく駐車場No.3を確保するんだけど、結構これ、横断歩道から遠いんだよね。実はこれ、駐車場No.3の目の前に横断歩道があれば、真っすぐ店舗のほうに入っていける可能性があるんだから、もしかすると、ここを渡っちゃう人がいるかもしれないというのが、ち

よっと心配になったんで、今。そういうことがないように注意していただきたいと思えます。

○金子課長代理 たしかにおっしゃるとおりだと思いますので、その点、設置者には伝えさせていただきます。ありがとうございます。

○宇於崎委員 以上です。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 いえ、特にございません。

○松波会長 吉田委員、ございますか。

○吉田委員 特にございません。

○松波会長 鈴木委員、ございますか。

○鈴木委員 いえ。特にありません。

○松波会長 森本委員、ございますか。

○森本委員 いえ、特にありません。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 ございません。

○松波会長 一ノ瀬委員、ございますか。

○一ノ瀬委員 ありません。

○松波会長 野田委員、ございますか。

○野田委員 特にございません。

○松波会長 それでは、審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思えますが、いかがでしょうか。よろしければ、挙手ボタンを推していただけますでしょうか。

(全員挙手)

○須藤課長 はい。皆様、挙手いただきました。

○松波会長 はい。それでは、「モリパークアウトドアヴィレッジ」における、三井住友信託銀行株式会社による変更の届出については、次のように決定いたします。

本案件に関わる届出は、昭島市の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとする、と決定いたしました。

以上で、本日の議題3件の審議は終了となります。ご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の東京都大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。